

感染症等の混乱に乗じた

違法な給与ファクタリング。



絶対に利用しないで!!!

▼▼給与ファクタリングとは▼▼

ファクタリングとは本来、売掛債権の売買取引であり、金銭の貸付けに該当せず<u>貸金業登録</u>は不要です。しかし、<u>給与の買取り等とうたう</u>『給与ファクタリング』は、サラリーマンやパートタイム労働者などの賃金債権を業者が買取り金銭を交付、給与の支給があった後に個人を通じて資金を回収するため、実質的に貸付けと同様の機能を有し『**貸金業』**に該当します。

そのため、登録を受けずにこのような業務を営む者は、**違法なヤミ金融業者**です!!

- ※インターネットや SNS 等で広まっており、高額な手数料等を要求してくる場合があります。
- ※労働基準法上、賃金は原則、直接労働者に支払わなければならないため、金銭を交付した業者は 個人から資金を回収するほかに資金の回収方法がありません。

<u>感染症等</u>の混乱拡大に伴い、<u>給与の買取り</u>等とうたい、違法な貸付けをする 『給与ファクタリング』など、新手の<u>ヤミ金融被害</u>が発生しています。

ヤミ金融被害に遭うと、負債がふくらみ<u>生活が破綻する恐れがありますので絶対に利用しない</u>でください。

そうなる前に、まずは以下の対策を!!!

■対策1 借りる前にまず確認!

登録のある貸金業者であるか確認しましょう。

① インターネットで調べる… 【金融庁HPはこちら】

【大阪府HPはこちら】



https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php

http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_kakunin/index.html

② 電話をして確認する…大阪府金融課貸金業対策グループへご連絡ください。

■対策2 もう借りてしまった・・・!

大阪府警察本部 **『悪質商法110番』** へご連絡ください。

【連 絡 先】(06) 6941-4592 【受付時間】平日 9:00 から 17:45 まで

くお問い合わせ先>

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ

【連 絡 先】(06) 6210-9506 【受付時間】平日 9:00 から 18:00 まで